# 改正後の届出手続きの流れ　（共同で提出する場合）

**①届出の様式を伐採権者、造林権者それぞれが作成する伐採計画と造林計画をセットにしたものに変更となりました。**

**○伐採届（伐採計画書）に集材の方法等を記載**

・伐採作業を委託する場合、委託先、集材方法として、作業システム（重機の種類等）、集材路作設の有無、予定幅員・延長・図面等を提出してください。

**③伐採後の状況報告書を提出**

届出後に立木の転売があった場合、計画書提出者と報告者が異なることから、変更があった時点で市町村にその旨の届出を行うことが必要となります。

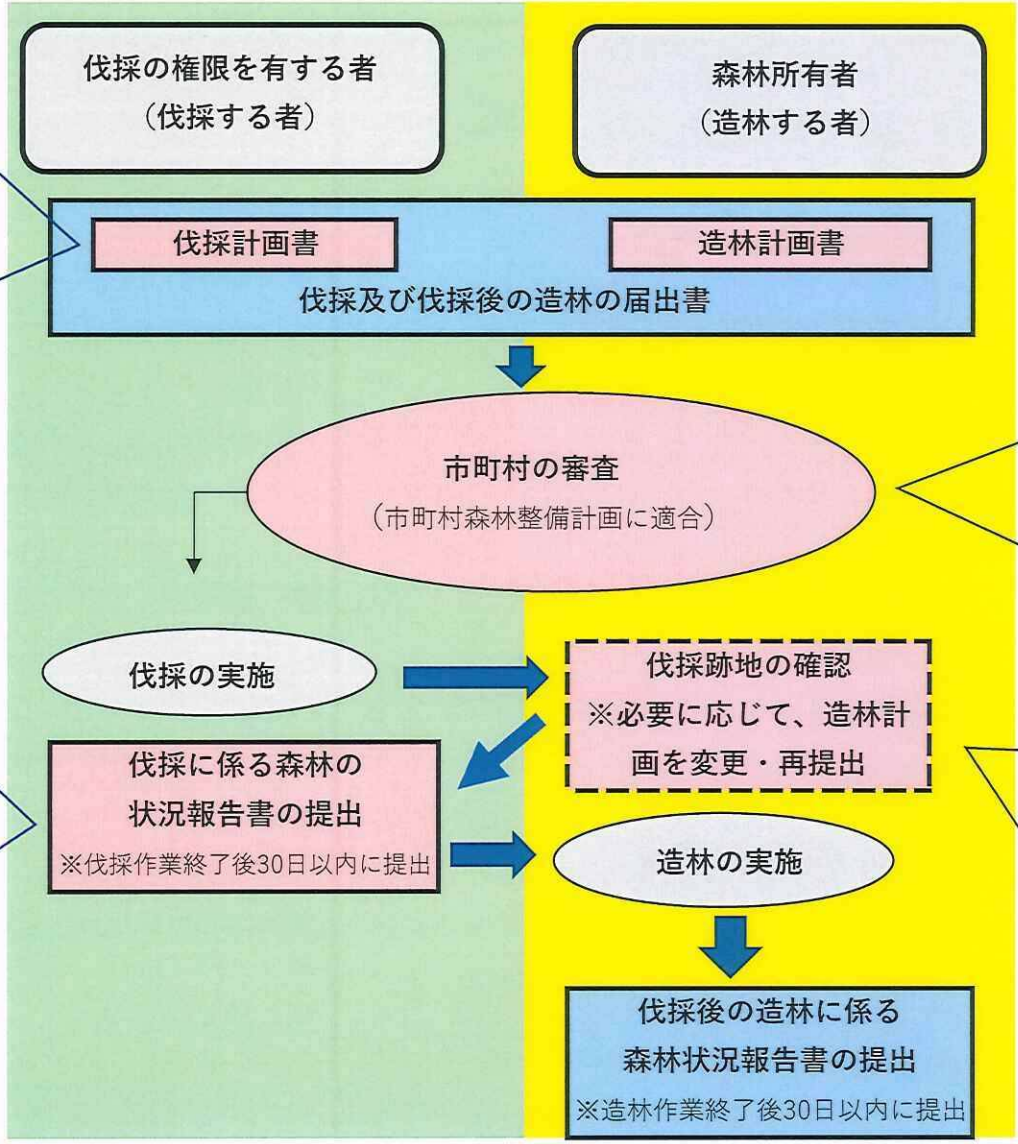


**②市町村森林整備計画に、立木の伐採の標準的な方法の一部として、集材の方法を記載することとなりました。**

**※具体的には、以下の内容を記載することとなりました。**

・集材の方法が地域森林計画で定める「林産物の搬出方法等」適合していることが必要となります。

**④森林所有者（造林者）の伐採跡地確認を必須化**

・崩壊の恐れ等がないか、造林作業に支障がないか等を民民で確認が必要となります。（必要に応じて市町村の立会・指導を実施。また、造林作業請負予定者の参画も可）

・確認後の指導等の対象は造林権者となります。